

マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)

上記、日本国の方針(令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡及び2月14日付け同本部及び医政局地域医療計画課事務連絡)により、令和5年3月13日から、感染防止対策における「マスクの着用」の考え方については、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする方針が示され、広島県においても対処方針を改正し、3月13日から適用することとしました。

- 感染防止対策における公園利用時の「マスクの着用」については、**令和5年3月13日から一律にルールとして求めず、着用は個人の判断に委ねることとします。**
※ただし、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な場面等(園内掲示・厚生労働省ポスター)では、マスク(不織布マスクを推奨)の着用を推奨します。
- マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行へのご協力は継続してお願いします。
- 施設利用時に記入をお願いしていました「感染拡大防止目的の利用申込書※」については運用を終了いたします。 ※受付での申請書承諾サイン、プール・陸上個人利用時の承諾記入書など周囲の方に感染を広げないため、新型コロナの陽性者は自宅(宿泊)療養期間中、同居家族等の濃厚接触者は待機期間中、また、発熱等の症状のある方も施設利用を控えてください。

<施設主催教室・イベントでの対応について>

- 施設利用同様に、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものとなりますが、室内で人が集まる教室(プール場内除く)の参加者については引き続き**マスクの着用を奨励**します。
- 基本の感染予防対策「三密の回避(人と人との距離をできるだけ確保)」、「手洗い・消毒等の手指衛生」、「定期的な換気」等の励行は継続してお願いをします。
また、講師・スタッフ・参加者の皆様には健康体調チェック等(検温含む)をお願いし、ご自身の体調を確認していただいたうえで、参加していただきます(体調不良の際はご参加をお控えいただきます)。
- 教室指導時の飛沫感染、接触感染リスクの低減措置として、**指導者のフェイスガード着用も継続**し、できるだけ身体的距離を確保した指導をするようにします。
- 受講者の体調異常等の観察をし、状況に応じて対応実施(受講中止など)の判断をします。

以上、引き続きご利用の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。